

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
政策経営部
政策総務課
電話 22-3141番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
(南山城複写センター)

目次

条 例

- 条例第24号 宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………(人事課) ……2
- 条例第25号 宇治市印鑑条例の一部を改正する条例……………(市民課) ……2
- 条例第26号 宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例……………(建築指導課) ……2
- 条例第27号 宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………(保育支援課) ……3
- 条例第28号 宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………(保育支援課) ……4
- 条例第29号 宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………(国民健康保険課) ……5
- 条例第30号 宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例……………(人事課) ……5

規 則

- 規則第33号 宇治市事務分掌規則の一部を改正する規則……………(地域福祉課) ……5
- 規則第34号 宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例施行細則の一部を改正する規則……………(人事課) ……5
- 規則第35号 宇治市国民健康保険給付規則の一部を改正する規則……………(国民健康保険課) ……5
- 規則第36号 宇治市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則……………(市民課) ……6
- 規則第37号 宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……6
- 規則第38号 宇治市職員休暇規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……7
- 規則第39号 宇治市職員のハラスメントの防止等に関する規則の一部を改正する規則……………(職員厚生課) ……7

告 示

- 告示第6号 議決予算の公表……………(財務課) ……7
- 告示第7号 議決予算の公表……………(財務課) ……8

訓 令 甲

- 訓令甲第6号 宇治市事務決裁規程の一部を改正する規程……………(地域福祉課) ……8

監 査 委 員

- 公表第14号 定期監査の結果の報告……………9

農 業 委 員 会

- 公告第12号 農業委員会定例総会の招集……………9

公 営 企 業

- 公告第2号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定……………9
- 公告第3号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定……………9
- 公告第4号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定……………9
- 公告第5号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定事項の変更……………9

正 誤

- 2002年（平成14年）4月12日付け宇治市公報第1425号……………10

条 例

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和3年12月24日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第24号

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和２６年宇治市条例第４１号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日等）」を付し、同項の次に次の 1 項を加える。

(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処する作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例)

2 第4条の規定にかかわらず、職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて、規則で定めるものに従事したときは、当該職員に対し、特殊勤務手当として、当該作業に従事した日1日につき4,000円以内の額を市長の定める計算方法により支給する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和２年４月１日から適用する。

(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処する作業に従事する職員の特殊勤務手当の内払)

2 改正後の条例附則第2項の規定を適用する場合には、この条例による改正前の宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例第4条の規定により支給された特殊勤務手当は、改正後の条例附則第2項の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

(揭示済)

宇治市印鑑条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和3年12月24日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第25号

宇治市印鑑条例の一部を改正する条例

宇治市印鑑条例（昭和５４年宇治市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第16条の次に次の1条を加える。

(電子情報処理組織による印鑑登録証明書の交付申請)

第 16 条の 2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該印鑑登録者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請をする者は、市長が指定する電子計算機に備えられたファイルに印鑑登録原票との照合に必要があると認める事項を当該申請をする者の使用に係る電子計算機から入力し、当該入力した事項についての情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項

に規定する電子署名をいう。)を行い、当該電子署名に係る電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書をいう。)と併せてこれを送信しなければならない。

第１７条各号列記以外の部分中「、次」を「、次の各号」に改め、同条第１号中「とき」を「とき（第１６条の規定による申請をする場合に限る。）」に改め、同条第４号中「、またはき損して」を「、又は毀損して」に改め、同条第５号中「その他市長が不適当」を「前各号に掲げるもののほか、市長が適当でない」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 1 月 4 日から施行する。

(揭示済)

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和3年12月24日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第26号

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例（平成１２年宇治市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1号中

「 を 「 に

80,000円。ただし、次に掲げる書類が添付されている場合は、次に定める額

ア 長期優良住宅建築等計画の認定の基準に適合する旨を住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が証する書類（以下の表において「適合証」という。）

19,000 円

イ 登録住宅性能評価機関が交付する住宅性能評価書（当該住宅性能評価書に記載された住宅の性能が長期優良住宅建築等計画の認定の基準に適合すると認められるものに限る。）（以下この表において「評価書」という。

) 23,000 円

104,000円。ただし、次に掲げる書類が添

80,000円（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が交付する当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又は住宅性能評価書（以下この表において「確認書等」という。）が添付されている場合は、19,000円）

104,000円（確認書等が添付されている場

付されている場合は、次に定める額 ア 適合証 36,000円 イ 評価書 71,000円
75,000円。ただし、次に掲げる書類が添付されている場合は、次に定める額 ア 適合証 19,000円 イ 評価書 23,000円
79,000円。ただし、次に掲げる書類が添付されている場合は、次に定める額 ア 適合証 19,000円 イ 評価書 23,000円
118,000円。ただし、次に掲げる書類が添付されている場合は、次に定める額 ア 適合証 36,000円 イ 評価書 71,000円
188,000円。ただし、次に掲げる書類が添付されている場合は、次に定める額 ア 適合証 57,000円 イ 評価書 113,000円
387,000円。ただし、次に掲げる書類が添付されている場合は、次に定める額 ア 適合証 101,000円 イ 評価書 213,000円
736,000円。ただし、次に掲げる書類が添付されている場合は、次に定める額 ア 適合証 177,000円 イ 評価書 376,000円
1,252,000円。ただし、次に掲げる書類が添付されている場合は、

合は、36,000円)
75,000円（確認書等が添付されている場合は、19,000円）
79,000円（確認書等が添付されている場合は、19,000円）
118,000円（確認書等が添付されている場合は、36,000円）
188,000円（確認書等が添付されている場合は、57,000円）
387,000円（確認書等が添付されている場合は、101,000円）
736,000円（確認書等が添付されている場合は、177,000円）
1,252,000円（確認書等が添付されている場合は、306,000円）

、次に定める額 ア 適合証 306,000円 イ 評価書 614,000円	0円)
2,343,000円。ただし、次に掲げる書類が添付されている場合は、次に定める額 ア 適合証 565,000円 イ 評価書 1,144,000円	2,343,000円（確認書等が添付されている場合は、565,000円）
3,598,000円。ただし、次に掲げる書類が添付されている場合は、次に定める額 ア 適合証 798,000円 イ 評価書 1,612,000円	3,598,000円（確認書等が添付されている場合は、798,000円）
4,838,000円。ただし、次に掲げる書類が添付されている場合は、次に定める額 ア 適合証 958,000円 イ 評価書 1,967,000円	4,838,000円（確認書等が添付されている場合は、958,000円）

改め、同表第2号中「適合証」を「確認書等」に改め、同表に次の1号を加える。

(6) 認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の延べ面積の敷地面積に対する割合の特例許可申請手数料	160,000円
--	----------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和3年12月24日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第27号

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年宇治市条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第42条―第48条）」を「第5章 事業所内保育事業（第42条―第48条）」に改める。

第6章 雑則（第49条）

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（揭示済）

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和3年12月24日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第28号

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年宇治市条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中

「 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・を第52条） 」

「 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・に第52条） 」

第4章 雑則（第53条） 」

改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第3章の次に次の1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例による書面の交付又は提出については、当該書面が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通

信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次の各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例による書面による同意の取得について準用する。この場合において、第2項各号列記以外の部分中「書面の交付又は提出」とあり、及び「書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面を交付し、又は提出した」とあるのは「書面による同意を得た」と、第2項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項各号列記以外の部分中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項

を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、第4項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例による書面による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和3年12月24日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第29号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宇治市国民健康保険条例（昭和36年宇治市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項本文中「404, 000円」を「408, 000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和3年12月24日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第30号

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（令和元年宇治市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項及び第17条第2項中「100分の117.5」を「100分の112.5」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(揭示済)

規 則

宇治市事務分掌規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和3年12月24日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第33号

宇治市事務分掌規則の一部を改正する規則

宇治市事務分掌規則（昭和58年宇治市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2福祉こども部の部地域福祉課地域援護係の項中第22号を第23号とし、第21号の次に次の1号を加える。

② 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例施行細則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和3年12月24日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第34号

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例施行細則の一部を改正する規則

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例施行細則（昭和28年宇治市規則第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例」を「この規則は、宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例」に、「については、この規則の定めるところによる」を「に関し必要な事項を定めるものとする」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、同項の次に次の2項を加える。

（規則で定める作業）

2 条例附則第2項の規則で定める作業は、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いがある者（以下「患者等」という。）に接して行う作業又はこれに準ずる作業であつて、市長が認めるものとする。

（支給額の特例）

3 第2条の規定にかかわらず、前項の作業に従事する職員に支給する特殊勤務手当の額は、当該作業に従事した日1日につき3,000円（患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあつては、4,000円）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(揭示済)

宇治市国民健康保険給付規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和3年12月24日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第35号

宇治市国民健康保険給付規則の一部を改正する規則

宇治市国民健康保険給付規則（昭和36年宇治市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「、16,000円」を「、12,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第14条第3項の規定は、この規則の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

(揭示済)